# 神奈川県キャンプ協会 (PACK)

Prefectural Association of Camping, Kanagawa

No.1

# N E W S

平成22年7月5日 発行

from: North

East

West South

平成22年度神奈川県野外活動協会総会【6月15日(火)開催】において、名称変更〔従来の神奈川県野外活動協会から神奈川県キャンプ協会(PACK)への改称〕がなされ、規約も神奈川県キャンプ協会(PACK)規約となりました。

以下は先般開催された神奈川県野外活動協会の総会報告です。

なお、神奈川県キャンプ協会 (PACK) 規約の附則にあるとおり、名称及び規約は平成 22 年 4 月 1 日に遡り施行されることが承認されていますので併せて報告いたします。

# 平成22年度神奈川県野外活動協会総会報告

日時:平成22年6月15日(火)18:30より21:00 会場:横浜市市民活動支援センター桜木町 研修室

# 総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議決数の確認
- 4 議長就任 (会則14条により会長)
- 5 議事録署名人の選出
- 6 議案

①第1号議案 平成21年度事業報告 (承認)

②第2号議案 平成21年度決算報告 (承認)

監査報告(承認)

③第3号議案 平成22年度事業計画 (承認)

④第4号議案 平成22年度予算 (承認)

⑤第5号議案 神奈川県野外活動協会の

名称変更について (承認)

- 7 その他
- 8 議長解任
- 9 閉会のことば

# 平成22年度神奈川県野外活動協会総会審議概要

出席数 222名(中途出席者8名含む)

(出席数:26名、委任状:196名)

# 議事の経過

● 定刻18時30分に司会者により、開会を宣した。 続いて、小林新治朗会長が挨拶を述べた。司会者より報告事項の案内があり、三浦正志事務 局長より本日の総会の出席者が214名(委任状を 含む)と報告された。

司会者は規約第14条に則り、総会議長は会長が これにあたることとして紹介され、小林新治朗会長 が議長席に着席した。

- 議事録署名人は議長一任を受け、議長は次の2名 を指名し承認された。
  - ・藤野 和子 会員 ・釼持 武 会員 司会者より議題前の報告事項を告げられ、鈴木秀 雄理事長が次の通り報告をおこなった。
- 平成 22 年度の NCAJ 総会 (平成 22 年 5 月 22 日 開催) は小林会長の委任により理事長鈴木秀雄が出席した。

関連する以下についての報告があった:

1) 当会への NCAJ からの平成 21 年度の年会費の 未払いに対する NCAJ 総会での質問の件:

当会 (神奈川県野外活動協会) は NCAJ の神奈 川県支部として長年の実績を有するにもかかわらず、また、再三にわたる当協会からの面談並びに文書による要求 (請求) にもかかわらず昨年度 (平成21年度) は県協会への会費が NCAJ から全く支払われないまま経過した。これを踏まえ、NCAJ総会での平成21年度会計報告後、会計監査報告の直前で理事長鈴木秀雄が質問をおこなった。

それは、神奈川県野外活動協会(神奈川県キャンプ協会支部機構を含む)への未払い金処理等が決算上どのようにされているのか、また、未払い処理は何を根拠に実行したかを問うものであった。NCAJの会長並びに事務局長からの明確な回答はなかった。

審議のため、動議提案を求められたが質問及び 意見に留めることを鈴木秀雄は選択した。このこ とで、NCAJの総会議事録がどのようにまとめら れるかの今後の推移を見守ることとしたい。

2) 今年度(平成22年度)の全国キャンプ大会が

#### 中止となった件:

主管県である岐阜県協会の理事長が不祥事を 起こし、刑事告発もされていることから今年の全 国大会は中止と報告された。

3) NCAJ の加盟団体規則等の今後の扱いの件:

最後に、今後、NCAJ は加盟団体規則等で各都 道府県名を冠する方向で(NCAJ)規約を検討し ていることから、NCAJ総会においてもその旨(神 奈川県協会の本年の総会時の名称変更の手続き) を発言しているが、本日の議題に当会の名称改称 を提案したので、ご審議いただきたい。名称変更 が承認されれば、連動して規約の改正も必要にな るので審議をお願いすることとなる。詳細は議題 提案でお話ししたい。

議長はこの後、議題の審議にはいることを告げた。

# 議 案

- (1) 第1号議案 平成21年度事業報告について 三浦事務局長より**別紙-1**により提案し、質疑 応答後、賛成多数により拍手で承認された。
- (2) 第2号議案 平成21年度決算報告並びに監査 報告について

三浦事務局長より**別紙-2**により報告し、賛成 多数により拍手で承認された。

なお、監事は所要にて欠席のため、事務局長が 監査概要と監査報告を代読し承認された。

(3) 第3号議案 平成22年度事業計画(案)について

三浦事務局長より**別紙-3**により提案し、賛成 多数により拍手で承認された。議長は(案)を取 ることを宣した。

- (4) 第4号議案 平成22年度予算(案) について 三浦事務局長より**別紙-4**により提案し、賛成 多数により拍手で承認された。議長は(案)を取 ることを宣した。
- (5) 第5号議案 神奈川県野外活動協会の名称変更 について

鈴木秀雄理事長より (別紙-5) 当会の名称を「神奈川県野外活動協会」から「神奈川県キャンプ協会 (PACK)」へ名称変更することが提案され、審議の上賛成多数により拍手で承認された。

神奈川県野外活動協会を NPO 法人化し、その中に神奈川県キャンプ協会機構を含むこととする 従来の方針では今後の NCAJ が規約制定で目指す、都道府県協会構想(加盟団体規則等)と異なりが生じることとなる可能性がある。

まだ時期は早いがこれへの対応も考慮し、 NCAJへは事前通知と資料の送致をおこなっている。現行規約の「神奈川県野外活動協会」を「神奈川県キャンプ協会」に改称すると共に、整合性をもたせた条項の改正である。変更項目が読み上げられ、特に附則の項目(別紙参照)では現行役員を来年3月までの残任期間継続と説明し神奈川 県キャンプ協会規約が承認された。

以上、議案はすべてを終了し、議長は意見交換に少し の時間を提供することを宣した。

- その後、議長は、予定の議題すべてを終了したことを告げ、議長職を辞することを宣した。
- 司会者は、平成22年度総会を閉会することを宣した。

#### 【資料】

別紙-1 平成21年度 事業報告

別紙-2 平成21年度 決算報告 別紙-3 平成22年度 事業計画

別紙-4 平成22年度予算

別紙-5 神奈川県キャンプ協会規約

#### 第1号議案

# 平成21年度 事業報告

<平成22年度総会 (2010年6月15日) >

# 1. 通常総会・臨時総会・理事会

◎平成21年度 通常総会

平成21年6月6日(土)

(会場:横浜市市民活動支援センター桜木町 研修室)

◎平成21年度 臨時総会

平成21年7月24日(金)

(会場:横浜市技能文化会館 8階大研修室)

◎理事会

計12回開催

平成21年;5月11日·6月6日·6月30日·7月24日· 9月14日·11月6日·11月7日·12月3日·

12月28日

平成22年;2月2日・2月9日・3月18日

# 2. 事業

### 主催事業

◎野外活動指導者(NCAJ キャンプインストラクタ

一)養成講習会

日 時: 平成21年11月21日(土)~23日(月) (2泊3日)

会場 : 横浜市 野島青少年研修センター 受講希望者5名のため中止する。

◎その他の事業

・クラフト&野外調理体験 <クラフトと石釜ピザ 作り>

日 時: 平成22年2月13日(土)

会場: 足柄森林公園丸太の森(南足柄市)

11名応募後、当日の荒天により中止する。

・親子 PA プログラム体験

日 時: 平成22年3月28日(日)

会 場: PAA21 コース (南足柄市)

最小催行人員(7名)未満のため中止する。

以下の2事業は募集を中止した。

・サバイバル キャンプ

日 時: 平成22年2月

会 場:山北町

・バス&ハイク「神奈川の水源を訪ねて」

日 時: 平成22年3月

会 場:南足柄市

#### ◎BUC 事業

講話会

日 時:22年2月9日(火)19:00~20:30 会 場:横浜市市民活動支援センター研修室 テーマ:神奈川県野外活動協会に行政が期待

するもの

講 師:神奈川県教育委員会スポーツ課長

山本 博氏

参加者数:13名(内7名BUC)

### 主管事業

◎平成 21 年度 かながわアウトドア活動・マリンスポーツフェアー

主 催:かながわアウトドア活動・マリンスポーツ フェアー実行委員会

日 時: 平成21年7月26日(日)10:00~15:00会場: 茅ヶ崎東海岸南(ヘッドランド付近)

参加者数:581名

#### 共催事業

◎平成 21 年度横浜市野外活動指導者養成講座年間事

業 (本年度 16年目の共催)

主 催:(財)横浜市体育協会 共 催:(社)日本キャンプ協会

神奈川県野外活動協会

# 協力事業

◎NCAJ 総会

第1回: 平成21年5月23日(土) 第2回: 平成22年3月20日(土) 正会員1名出席

◎事務局担当者会議

第1回: 平成21年5月24日(日)

第2回: 平成21年10月12日(月)

第3回: 平成22年3月21日(日)

理事・事務局 各1名(計2名)出席

◎全国ブロック会議

第1回: 平成21年5月24日(日)

第2回: 平成22年3月21日(日)

理事・事務局 各1名(計2名)出席

◎関東ブロック会議

第1回:平成21年5月24日(日)

第2回: 平成21年6月27日(日)

第3回:平成22年3月21日(日)

理事1名出席

◎第 19 回全国キャンプ大会 in 高知・むろと(高知県) 平成 21 年 10 月 10 日(金)~12 日(日)

理事1名参加

# 3. 広報

○機関紙 年間2回の発行(第23号、第24号)

以上

第2号議案 別紙-2の1

# 平成21年度 収 支 計 算 書 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

神奈川県野外活動協会 一般会計

(単位:円)

17宋川宋野川石刧[加玄	予算額					(丰區:11)	
科目	当初予算額	補正・流用	計	決算額	差異	備考	
【収入の部】	二四月开版	111111111111111111111111111111111111111	н				
会費収入	1, 800, 000	0	1. 800. 000	29. 000	1, 771, 000	年会費9人、3団体 27,000円	
A R W N	1, 000, 000	ŭ	1, 000, 000	20, 000	1, 771, 000	入会金1人 2,000円	
事業収入	1, 250, 000	△ 650,000	600, 000	7, 000	593.000	7422.74	
雑 収 入	1, 000	0	1, 000	495	505	預金利子	
特別会計より繰入金収入	0	1, 000, 000	1, 000, 000	1, 470, 000	△ 470, 000	NCAJ からの会費未入による	
当期収入合計(A)	3, 051, 000	350, 000	3, 401, 000	1, 506, 495	1, 894, 505		
前期繰越収支差額	820, 000	0	820, 000	817, 075	2, 925		
収入合計 (B)	3, 871, 000	350, 000	4, 221, 000	2, 323, 570	1, 897, 430		
【支出の部】		·					
運 営 費							
事務局賃金	120, 000	0	120, 000	120, 000	0	事務員賃金	
事務局経費	240, 000	0	240, 000	240, 000	0	事務局経費	
事務局運営経費	120, 000	0	120, 000	27, 766	92, 234		
委員会運営経費	150, 000	0	150, 000	0	150, 000	総務·事業·組織·養成·広報	
会 議 費	190, 000	160, 000	350, 000	293, 144	56, 856	総会、理事会、委員長会	
全国大会派遣補助費	70, 000	0	70, 000	10, 200	59, 800	全国大会 in 高知・むろと	
NCAJ 関連事業派遣・参加費	40, 000	0	40, 000	8, 050	31, 950	全国大会・関東ブロック会議等派遣費	
交 通 費	30, 000	0	30, 000	23, 420	6, 580	NCAJ 会議出席など	
需 用 費	140, 000	0	140, 000	2, 577	137, 423	消耗品等	
役 務 費	60, 000	290, 000	350, 000	287, 609	62, 391	理事会等郵送費	
使用料及び賃借料	50, 000	0	50, 000	12, 100	37, 900	総会·理事会等会場使用料	
負 担 金	10, 000	0	10, 000	10, 000	0	NCAJ 団体会費	
事業費							
総務費	150, 000	350, 000	500, 000	456, 887	43, 113	NPO 法人化委員会経費	
広報費	700, 000	0	700, 000	523, 649	176, 351	機関紙印刷、郵送料	
事業費	500, 000	200, 000	700, 000	207, 140	492, 860	事業運営費	
人材養成育成事業費	900, 000	△ 890,000	10, 000	4, 920	5, 080	事業運営費	
予備費	150, 000	0	150, 000	0	150, 000		
積立金繰り入れ	200, 000	0	200, 000	0	200, 000	事務局拡充準備金	
当期支出合計 (C)	3, 820, 000	110,000	3, 930, 000	2, 227, 462	1, 702, 538		
当期収支差額(A)—(C)	△ 769,000	240, 000	△ 529,000	△ 720, 967	191, 967		
次期繰越収支差額(B) —(C)	51, 000	240, 000	291, 000	96, 108	194, 892		

別紙-2の2

# 平成21年度 収 支 計 算 書 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

神奈川県野外活動協会 特別会計

作示川宋北776位到伽云 14加云首 (平位·F						
科目	予 算 額		決算額	差異	備考	
17 -	当初予算額	補正・流用	計	<b>八</b> 异假	左共	VH <sup>2</sup> 5
【収入の部】						
他会計より繰入金収入				0		
その他収入				0		
雑収入				930		預金利子
当期収入合計(A)				930		
前期繰越収支差額				3, 410, 103		
収入合計 (B)				3, 411, 033		
【支出の部】						
他会計へ繰入金支出				1, 470, 000		一般会計現金へ繰り入れ
事業支出				605, 000		実施事業への対応
その他支出				0		
当期支出合計 (C)				2, 075, 000	_	
当期収支差額(A)-(C)				△2, 074, 070		
次期繰越収支差額(B) — (C)				1, 336, 033		

# 貸 借 対 照 表 平成 22 年 3 月 31 日現在

# 神奈川県野外活動協会

(単位:円)

	= .	(平四:11/	
科 目	一般会計	特別会計	合計
【資産の部】			
流 動 資 産			
現金預金	96,108		
積立預金		1,336,033	
未収金	0	0	
流動資産合計	96,108	1,336,033	
資産合計			1,432,141
【負債の部】			
流 動 負 債			
未払金	0	0	
流動負債合計	0	0	
負債合計			0
【正味財産の部】			
正味財産	96,108	1,336,033	
正味財産合計			1,432,141
(うち当期正味財産増加額)	(△720,967)	(△2,074,070)	(△2,795,037)
負債及び正味財産合計			1,432,141

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

# 神奈川県野外活動協会

一般会計	特別会計	合計
△ 720,967	△ 2,074,070	
	0	
0	0	
△ 720,967	△ 2,074,070	△ 2,795,037
0	0	
0	0	
0	0	0
		△ 2,795,037
817,075	3,410,103	4,227,178
		1,432,141
	△ 720,967  0 △ 720,967  0 0 0 0	△       720,967       △       2,074,070         0       0         0       0         △       720,967       △       2,074,070             0       0         0       0         0       0         0       0         0       0         0       0         0       0

# 財 産 目 録 平成22年3月31日現在

### 神奈川県野外活動協会

(単位:円)

仲示川宗野77/位到166云	(単位:円)		
科目	一般会計	特別会計	合計
【資産の部】			
流 動 資 産			
現金手元有高	53,892		
郵便貯金(南足柄郵便局)	18,216		
郵便貯金(振込専用口座)	24,000		
積立預金(横浜銀行)		1,336,033	
未収金	0	0	
流動資産合計	96,108	1,336,033	
資産合計			1,432,141
【負債の部】			
流 動 負 債			
未払金	0	0	
流動負債合計	0	0	
負債合計			0
【正味財産の部】			
正味財産	96,108	1,336,033	1,432,141
(うち当期正味財産増加額)			(△2,795,037)
負債及び正味財産合計			1,432,141
	1		

# 前期末及び当期末残高

(単位:円)

		\ <del>-</del>  :1 3/
科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	4,227,178	1,432,141
未 収 金	0	0
小 計 (A)	4,227,178	1,432,141
未 払 金	0	0
小 計 (B)	0	0
(A) - (B)	4,227,178	1,432,141

# 計算書類に対する注記

- 1 重要な会計方針
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 所有していない
  - (2) 資金範囲について

資金の範囲には、現金、預金、未収金、未払金を含めている。

#### 第3号議案

### 平成22年度 事業計画

<平成 22 年度総会 (2010 年 6 月 15 日) >

# 1. 通常総会・理事会

◎平成22年度 通常総会平成22年6月15日(火)

(会場:横浜市市民活動支援センター桜木町 研修室)

〇理事会

会長の招集により適宜開催する。 年間6回程度を開催する。

◎委員会

①総務財政委員会・組織委員会・渉外広報委員会

②人材養成育成委員会・事業委員会 2つの委員会は独立性を保ちながら、合同委員会を 適宜開催する。

③特別委員会

◎委員長会議は委員長の招集により適宜開催する。

### 2. 事業

### 主催事業

◎野外活動(NCAJ キャンプインストラクター)指導者 養成講習会(人材養成育成委員会)

日 時: 平成22年11月(2泊3日)

会 場:横浜市(予定)

募集人員:30名 受講料:25,000円

NCAJ への登録諸経費:15,000 円

◎その他の事業

・バス&ハイク 神奈川の水源を訪ねて

日 時: 平成22年12月

会 場:小田原市、南足柄市(予定)

募集人員:30名 参加料:10,000円

・親子PAプログラム体験

日 時: 平成22年8月

会場: 南足柄市「PAA21 コース」(予定)

募集人員:30名 参加料:10,000円 ・サバイバルキャンプ

日 時: 平成22年10月(2泊3日)

会 場:足柄上郡山北町(予定)

募集人員:15名 参加料:25,000円

・クラフト&野外調理体験

日 時: 平成22年9月

会場:南足柄市「足柄森林公園丸太の森」(予定)

募集人員:20名 参加料:2,500円

#### 主管事業

◎平成 22 年度 かながわアウトドア活動・マリンスポーツフェアー

主 催:かながわアウトドア活動・マリンスポーツ フェアー実行委員会

日 時: 平成22年7月25日(日)10:00~15:00 会 場: 茅ヶ崎東海岸南(ヘッドランド付近)

◎NCAJ との BU&C 事業

既設の主催事業・共催事業の内で、会員を対象に個別に計画し、NCAJへ申請する。

# 共催事業

◎平成 22 年度横浜市野外活動指導者養成講座年間事業の共催(本年度 17 年目の共催事業)

主 催:(財)横浜市体育協会 共 催:(社)日本キャンプ協会 神奈川県キャンプ協会(PACK)

◎加盟団体との指導者養成事業(本協会主催NCAJ指導者養成事業との関連)

# 協力事業

◎NCAJ 総会

第1回:平成22年5月22日(土)

第2回: 平成23年3月

◎事務局担当者会議

第1回: 平成22年5月23日(日)

第2回: 平成23年3月

◎全国ブロック会議

第1回: 平成22年5月23日(日)

第2回: 平成23年3月

◎関東ブロック会議

第1回: 平成22年5月23日(日)

第 2 回: 平成 22 年中旬 第 3 回: 平成 23 年 3 月

◎第20回全国キャンプ大会 in ぎふ <中止>

#### 3. 広報

◎機関紙〔NEWS〕 年間4回の発行

以上

# 第4号議案

平成22年度予算

< 平成 22 年度総会資料 (2010 年 6 月 15 日) >

一般会計(22.4.1~23.3.31)

科 目	予算額	前年度予算額	差 異	備考
【収入の部】	2,7,1,9,1		<u> </u>	
年会費(継続・新規)	3,200,000	1,600,000	1,600,000	800名(600+200)×2年
新規登録料	400,000	200,000	200,000	200名×2年
事業収入	2,125,000	600,000	1,525,000	指導者養成講座 810 BUC 事業 50
				バス&ハイク300、親子PA300
				サバイバルキャンプ 375、野外調理クラフト 50
				アウトト <sup>*</sup> アマリン 240
雑収入	1,000	1,000	0	
特別会計より繰入金収入	0	1,000,000	<b>▲</b> 1,000,000	
当期収入合計(A)	5,726,000	3,401,000	2,325,000	
前期繰越収支差額	96,000	820,000	<b>▲</b> 724,000	
収入合計(B)	5,822,000	4,221,000	1,601,000	
【支出の部】				
運営費				
事務局賃金	120,000	120,000	0	事務員
事務局経費	240,000	240,000	0	事務局賃料ほか
事務局運営経費	120,000	120,000	0	事務局経費
委員会運営経費	100,000	1 50,000	<b>▲</b> 50,000	総務·事業·組織·養成·広報
会議費	200,000	350,000	▲150,000	総会·理事会·委員長会
全国大会派遣補助費	0	70,000	<b>▲</b> 70,000	全国大会 in ぎふ 開催中止
NCAJ 関連事業派遣·参加費	30,000	40,000	▲10,000	事務局担当者会議・NCAJ 総会・ 関東ブロック会議
交通費	30,000	30,000	0	役員等旅費
需用費	50,000	140,000	▲90,000	消耗品等
役務費	300,000	350,000	<b>▲</b> 50,000	機関紙発送費 その他郵送費
使用料及び賃借料	50,000	50,000	0	総会·理事会等会場使用料
NCAJ 負担金	10,000	10,000	0	NCAJ 団体会費
事業費				
総務費	250,000	500,000	▲250,000	
広報費	700,000	700,000	0	機関紙印刷費
事業費	1,315,000	700,000	615,000	企画事業費、(BUC 事業を含)
人材養成育成事業費	810,000	10,000	800,000	NCAJ 養成研修(BUC 事業を含)
予備費	120,000	150,000	▲30,000	
特別会計へ繰入金支出(積立金)	200,000	200,000	0	事務局拡充準備金
当期支出合計(C)	4,645,000	3,930,000	715,000	
当期収支差額(A)-(C)	1,081,000	▲529,000	1,610,000	
次期繰越収支差額(B)-(C)	1,177,000	291,000	886,000	

# 第4号議案

平成22年度予算(案)

< 平成 22 年度総会資料

(2010年6月15日) >

特別会計(22.4.1~23.3.31)					(単位:円)
科目	予算額	前年度予算額	差	異	備考
【収入の部】					
他会計より繰入金収入	200,000	200,000		0	事務局拡充準備金
その他の収入	0				
雑収入	1,000				預金利子
当期収入合計(A)	201,000				
前期繰越収支差額	1,336,000				
収入合計(B)	1,537,000				
【支出の部】					
他会計への繰入金支出	0				
事業支出	0				
その他支出	0				
当期支出合計(C)	0				
当期収支差額(A)-(C)	201,000				
次期繰越収支差額(B)-(C)	1,537,000				

# 神奈川県キャンプ協会(PACK)規約

# (Prefectural Association of Camping, Kanagawa= PACK)

(名

第1条 この会は、神奈川県キャンプ協会と称する。

2 この会の英文名称を、Prefectural Association of Camping, Kanagawa と称し、PACK と 略す。

(事務所)

第2条 この会の事務所を (〒250-0123 神奈川県南 足柄市中沼 305-1 NPO 法人野外体験学習 研究所内)に置く。

的) (目

第3条 この会は、キャンプの健全な発展と普及に寄与 し、県内におけるキャンプ指導者、愛好者およ び団体等がその資質の向上と相互の連携を図 り、もってキャンプの育成等に寄与することを 目的とする。

(事

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業 を行う。
  - (1) キャンプ指導者の養成・育成・検定・認 定・申請
  - (2) キャンプの理論と実践に関する研究調 査およびワークショップ
  - (3) キャンプに関する研究会・研修会・講習 会の開催
  - (4) キャンプ場の紹介および指導者の派遣 等に関する援助
  - (5) 社団法人日本キャンプ協会(NCAJ) お よび関連団体との協力と連絡調整
  - (6) 緊急災害時の活動およびボランティア 活動等への協力・支援
  - (7) キャンプ会議、交流会の開催
  - (8) キャンプにおけるプログラム開発
  - (9) その他この会の目的達成に必要な 諸事業

(組

第5条 この会は、第3条の目的に賛同し所定の入会申 込書を提出し理事会の承認を得て、規定の入会 金および会費を納入した神奈川県内におけるキ ャンプ指導者、愛好者および団体(これらを以 下それぞれ「個人」および「団体」会員という。) をもって組織する。

会) (退

第6条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長 に届けなければならない。

(資格の喪失)

- 第7条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、 会員の資格を喪失する。
  - (1) 死亡または退会したとき
  - (2) 会費を納入期限までに納入しないとき
  - (3) その他理事会において、会の名誉を毀損 したと認められたとき

(役 員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- 若干名 (2) 副会長
- (3) 理事長 1名(必要により副理事 長1名を置くことができる。)
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 10名以上20名以内 (会長、副会長、理事長、副理事長、常任 理事、事務局長を含む)
- (7) 監事 2名

(役員の選任)

- 第9条 理事および監事は理事会の推薦を受け、総会に おいて選任する。
  - 2. 理事および監事の候補は、理事会内に設置され る現行の会長、副会長、理事長、副理事長およ び常任理事会で選任された常任理事若干名を含 む7名によって構成される役員候補者選定委員 会(以下「役員選定委員会」という。)が選定し、 理事会に推薦する。
  - 3. 役員選定委員会は現行会長が招集し、委員長は 初回の役員選定委員会において互選とし、委員 長が議長となり以後の役員選定委員会を必要に 応じ招集する。
  - 4. 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、 事務局長は理事の互選とする。

(役員の職務)

- 第10条 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表 する。
  - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、 または会長が欠けたときはその職務を行う。

- 3. 理事長は、会長および副会長を補佐し、理事会 の議決に基づき、通常の会務を掌理し、会長、 副会長に事故あるときはその職務を代理し、会 長、副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4. 副理事長は、理事長に事故あるときはその職務 を代理し、理事長が欠けたときはその職務を 行う。
- 5. 常任理事は、この会の日常の業務を執行する。
- 6. 事務局長は、事務処理および会計を担当する。
- 7. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 8. 理事会は、第4条の主旨に沿い、委員会を設置することができる。また委員会の規則は別に定める
- 9. 監事は、民法第59条に準ずる職務を行う。

#### (兼務の禁止)

第11条 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

#### (役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、2年とする。ただし補欠役員の 任期は前任者の残任期間とする。
  - 2. 役員は、再任されることができる。
  - 3. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

#### (名誉会長・顧問)

- 第13条 この会は、必要に応じ名誉会長および顧問を置くことができる。
  - 2. 名誉会長および顧問は、本会の会長または副会 長であった者および本会に功労のあった者のう ちから理事会の推薦により総会において決定 する.
  - 3. 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

# (総会)

- 第14条 総会は、本会の最高議決機関であり、年1回以 上開催し、議長は会長がこれにあたる。
  - 2. 総会は、出席会員および委任状の提出があった者によって構成し、総会の議決および承認は構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、提出された委任状に委任者が記されていない場合は、議長に委任するものとする。
  - 3. 総会の招集は、会長が開催日の10日前までに 会議の目的たる事項、日時、場所を会員に通知 して行う。
  - 4. 総会においては、次の事項について審議決定する。
    - (1)役員の選出

- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) その他の重要事項
- 5. 次により臨時総会を開くことができる。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会員の五分の一以上の記名による要求 書の提出があったとき
  - (3) 理事会の決議により要求があったとき

#### (理事会)

- 第15条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理 事の三分の一以上もしくは、監事から請求があ ったとき開催する。
  - 2. 前条第2項および第3項の規定は、理事会において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「出席会員および委任状の提出があった者」とあるのは「委任状提出者を含めた理事の過半数の出席」と、「会長」とあるのは「理事長」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。
  - 3. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
  - 4. 理事会は運営の円滑化を図るため、常任理事会を置く。

#### (会計)

- 第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3 月31日までとする。
  - 2. この会の経費は、会員の会費、入会金、事業収入、他よりの助成金および寄付金の収入によって支出する。
  - 3. 会員の会費は、次のとおりとする。
    - (1) 個人会員 入会金 2,000 円 年会費 2,000 円
    - (2) 団体会員 入会金 10,000 円 年会費 3,000 円

#### (事 務 局)

- 第17条 この会の会務を補佐するため、会員の中から会 長の指名により、幹事若干名を委嘱することが できる。
  - 2. 事務局には職員を置くことができる。

#### (規約の改正)

第18条 この規約は、総会において第14条第2項でい う構成員の三分の二以上の賛成により改正する ことができる。

#### 附 則

この規約は、昭和55年7月17日より施行する。

附 則 この規約は、昭和62年4月1日より一部改正 する。

#### 附 則

- 1. この規約は、平成11年6月5日から改定施行する。
- 2. 改正後の第9条第2項の規程にかかわらず、平成 11年度-平成12年度期の役員候補者に限り、 改選前理事会が選定しその推薦を受け、平成11 年度の最初に開催する総会で選任する。

#### 附 則

この規約は、平成16年5月8日から一部改定する。

附 則

この規約は、平成17年7月23日から改定施行する。

#### 附則

- 1. この規約は、平成21年7月24日から一部改定施行し、特定非営利活動法人神奈川県野外活動協会(英名を、Outdoor and Nature Related Activity Association of Kanagawa と称し、ONRAA-Kと略す。)の定款に、社団法人日本キャンプ協会の県支部組織(神奈川県キャンプ協会:英名を、Prefectural Association of Camping、Kanagawaと称し、PACKと略す。)の機構を含む、という趣旨を示す表記がなされ、その定款が施行される日までとする。
- 2. この会は前項の定款が施行される日をもって解散する。
- 3. この会が解散したときに残存する権利および財産 は、特定非営利活動法人神奈川県野外活動協会に 帰属するものとする。

#### 附 則

- 1. この規約は、平成22年6月15日に改定し、平成22年4月1日に遡り施行し、神奈川県野外活動協会からの改称に伴い、神奈川県キャンプ協会(PACK)の規約とする。
- 2. 神奈川県野外活動協会規約は前項の規約が施行される日をもって平成22年4月1日に遡り廃止する
- 3. この規約の第8条及び第9条の規定に関らず、当初の神奈川県キャンプ協会(PACK)の役員は、神奈川県野外活動協会の現行役員とし、その任期は残任期間とする。
- 4. 神奈川県野外活動協会からの名称変更に伴い、神奈川県キャンプ協会 (PACK) に改称するとき、神奈川県野外活動協会に残存する権利及び財産は、神奈川県キャンプ協会 (PACK) に帰属するものとする。

# 神奈川県キャンプ協会 (PACK)

Prefectural Association of Camping, Kanagawa

N E W S No.1 July 5, 2010

from: North East West South

発 行 日 平成22年7月5日

発 行 神奈川県キャンプ協会 (PACK)

〒250-0123 神奈川県南足柄市中沼 305-1

NPO 法人野外体験学習研究所内

TEL·FAX (0465) 73-8662

発 行 人 会 長 小林新治朗 編集責任者 理事長 鈴木 秀雄